

○文部科学省令第 号

理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項の規定に基づき、理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

文部科学大臣 萩生田 光一

理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の一部を改正する省令

理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（昭和二十九年文部省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表

第二十 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。別表第二十五において同じ。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	2組
体積測定用具	3組
質量測定用具	13組
時間測定用具	1組
温度測定用具	2組
電気測定用具	5組
実験機械器具	
力の実験用具	5組
運動の実験用具	13組
波動実験用具	15組
音の実験用具	39組
光の実験用具	22組
熱エネルギー実験用具	2組
真空実験用具	14組
気体の性質実験用具	3組
電界と電位実験用具	16組
電流と磁界実験用具	29組
電磁誘導と電磁波実験用具	29組
電源・電池実験用具	36組
電子の性質実験用具	4組
原子の構成実験用具	9組
物質構成の実験用具	1組

改正前

別表

別表第二十 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。別表第二十五において同じ。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	13組
体積測定用具	3組
質量測定用具	17組
時間測定用具	1組
温度測定用具	1組
電気測定用具	11組
実験機械器具	
力の実験用具	5組
運動の実験用具	13組
波動実験用具	25組
音の実験用具	16組
光の実験用具	24組
熱エネルギー実験用具	11組
真空実験用具	16組
気体の性質実験用具	3組
電界と電位実験用具	16組
電流と磁界実験用具	29組
電磁誘導と電磁波実験用具	30組
電源・電池実験用具	49組
電子の性質実験用具	4組
原子の構成実験用具	11組
物質構成の実験用具	1組

物質の性質実験用具	<u>20組</u>
物質分析の実験用具	18組
顕微鏡	<u>145組</u>
生物生理実験用具	<u>11組</u>
生物培養用具	<u>7組</u>
地球の学習用具	11組
天体観測・学習用具	<u>4組</u>
天体望遠鏡	24組
気象観測用具	<u>12組</u>
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
実験観察記録用具	<u>1組</u>
保管庫	<u>14組</u>
[削る]	
環境学習用具	2組
教材製作用具	<u>3組</u>
標本製作用具	<u>5組</u>
加熱器具	<u>14組</u>
定温器	<u>24組</u>
洗浄器具	7組
薬品処理装置	2組
実験支援器具	<u>142組</u>
野外観察調査用具	<u>58組</u>
標本	<u>7組</u>
模型	
物質構造の模型	<u>32組</u>
植物の模型	3組
動物発生の模型	3組
人体の模型	10組
地形・地質の模型	<u>2組</u>

備考 当該学校の学級数の合計が28学級以上の学校にあつては、当該学

物質の性質実験用具	<u>40組</u>
物質分析の実験用具	18組
顕微鏡	<u>171組</u>
生物生理実験用具	<u>22組</u>
生物培養用具	<u>19組</u>
地球の学習用具	11組
天体観測・学習用具	<u>7組</u>
天体望遠鏡	24組
気象観測用具	<u>13組</u>
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
実験観察記録用具	<u>7組</u>
保管庫	<u>16組</u>
<u>教材提示器具</u>	<u>4組</u>
環境学習用具	2組
教材製作用具	<u>13組</u>
標本製作用具	<u>15組</u>
加熱器具	<u>13組</u>
定温器	<u>26組</u>
洗浄器具	7組
薬品処理装置	2組
実験支援器具	<u>129組</u>
野外観察調査用具	<u>85組</u>
標本	<u>30組</u>
模型	
物質構造の模型	<u>21組</u>
植物の模型	3組
動物発生の模型	3組
人体の模型	10組
地形・地質の模型	<u>3組</u>

備考 当該学校の学級数の合計が28学級以上の学校にあつては、当該学

校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十一 視覚特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
計量器	
長さ測定用具	2組
体積測定用具	3組
質量測定用具	6組
時間測定用具	1組
温度測定用具	11組
電気測定用具	50組
実験機械器具	
力の実験用具	8組
運動の実験用具	13組
波動実験用具	8組
音の実験用具	20組
光の実験用具	24組
熱エネルギー実験用具	2組
真空実験用具	7組
気体の性質実験用具	2組
電界と電位実験用具	9組
電流と磁界実験用具	20組
電磁誘導と電磁波実験用具	13組
電源・電池実験用具	13組
電子の性質実験用具	4組
原子の構成実験用具	9組
物質構成の実験用具	1組
物質の性質実験用具	10組
物質分析の実験用具	10組
顕微鏡	29組

校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

別表第二十一 視覚特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
計量器	
長さ測定用具	3組
体積測定用具	1組
質量測定用具	9組
時間測定用具	1組
温度測定用具	9組
電気測定用具	49組
実験機械器具	
力の実験用具	8組
運動の実験用具	13組
波動実験用具	9組
音の実験用具	10組
光の実験用具	24組
熱エネルギー実験用具	4組
真空実験用具	7組
気体の性質実験用具	2組
電界と電位実験用具	9組
電流と磁界実験用具	13組
電磁誘導と電磁波実験用具	14組
電源・電池実験用具	15組
電子の性質実験用具	4組
原子の構成実験用具	10組
物質構成の実験用具	1組
物質の性質実験用具	14組
物質分析の実験用具	10組
顕微鏡	32組

生物生理実験用具	<u>4組</u>
生物培養用具	<u>7組</u>
地球の学習用具	20組
天体観測・学習用具	<u>4組</u>
天体望遠鏡	10組
気象観測用具	<u>12組</u>
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
地層・堆積実験用具	<u>1組</u>
実験観察記録用具	<u>1組</u>
保管庫	<u>8組</u>
[削る]	
環境学習用具	2組
教材製作用具	<u>3組</u>
標本製作用具	<u>5組</u>
加熱器具	<u>7組</u>
定温器	<u>15組</u>
洗浄器具	3組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	<u>35組</u>
野外観察調査用具	<u>28組</u>
標本	<u>7組</u>
模型	
物質構造の模型	<u>13組</u>
植物の模型	23組
動物発生の模型	14組
人体の模型	<u>60組</u>
地形・地質の模型	<u>2組</u>

備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

生物生理実験用具	<u>8組</u>
生物培養用具	<u>13組</u>
地球の学習用具	20組
天体観測・学習用具	<u>7組</u>
天体望遠鏡	10組
気象観測用具	<u>13組</u>
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
地層・堆積実験用具	<u>2組</u>
実験観察記録用具	<u>4組</u>
保管庫	<u>6組</u>
<u>教材提示器具</u>	<u>1組</u>
環境学習用具	2組
教材製作用具	<u>6組</u>
標本製作用具	<u>8組</u>
加熱器具	<u>6組</u>
定温器	<u>14組</u>
洗浄器具	3組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	<u>32組</u>
野外観察調査用具	<u>37組</u>
標本	<u>23組</u>
模型	
物質構造の模型	<u>9組</u>
植物の模型	23組
動物発生の模型	14組
人体の模型	<u>69組</u>
地形・地質の模型	<u>3組</u>

備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十二 聴覚特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	2組
体積測定用具	3組
質量測定用具	5組
時間測定用具	1組
温度測定用具	2組
電気測定用具	5組
実験機械器具	
力の実験用具	5組
運動の実験用具	13組
波動実験用具	8組
音の実験用具	18組
光の実験用具	15組
熱エネルギー実験用具	2組
真空実験用具	7組
気体の性質実験用具	2組
電界と電位実験用具	9組
電流と磁界実験用具	15組
電磁誘導と電磁波実験用具	13組
電源・電池実験用具	13組
電子の性質実験用具	4組
原子の構成実験用具	9組
物質構成の実験用具	1組
物質の性質実験用具	10組
物質分析の実験用具	10組
顕微鏡	29組
生物生理実験用具	4組
生物培養用具	7組

別表第二十二 聴覚特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	6組
体積測定用具	3組
質量測定用具	8組
時間測定用具	1組
温度測定用具	1組
電気測定用具	8組
実験機械器具	
力の実験用具	5組
運動の実験用具	13組
波動実験用具	9組
音の実験用具	9組
光の実験用具	15組
熱エネルギー実験用具	4組
真空実験用具	7組
気体の性質実験用具	2組
電界と電位実験用具	9組
電流と磁界実験用具	13組
電磁誘導と電磁波実験用具	14組
電源・電池実験用具	15組
電子の性質実験用具	4組
原子の構成実験用具	10組
物質構成の実験用具	1組
物質の性質実験用具	14組
物質分析の実験用具	11組
顕微鏡	32組
生物生理実験用具	8組
生物培養用具	13組

地球の学習用具	11組
天体観測・学習用具	4組
天体望遠鏡	10組
気象観測用具	12組
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
実験観察記録用具	1組
保管庫	8組
[削る]	
環境学習用具	2組
教材製作用具	3組
標本製作用具	5組
加熱器具	7組
定温器	15組
洗浄器具	3組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	35組
野外観察調査用具	28組
標本	7組
模型	
物質構造の模型	9組
植物の模型	3組
動物発生の模型	3組
人体の模型	10組
地形・地質の模型	2組

地球の学習用具	11組
天体観測・学習用具	7組
天体望遠鏡	10組
気象観測用具	13組
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
実験観察記録用具	4組
保管庫	6組
<u>教材提示器具</u>	1組
環境学習用具	2組
教材製作用具	6組
標本製作用具	8組
加熱器具	6組
定温器	14組
洗浄器具	3組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	32組
野外観察調査用具	37組
標本	23組
模型	
物質構造の模型	5組
植物の模型	3組
動物発生の模型	3組
人体の模型	10組
地形・地質の模型	3組

備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十三 知的特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

別表第二十三 知的特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
----	----

品目	数量
----	----

計量器

長さ測定用具
体積測定用具
質量測定用具
時間測定用具
温度測定用具
電気測定用具

1組
1組
1組
1組
1組
1組

実験機械器具

力の実験用具
物の運動学習セット
仕事とエネルギー実験用具
仕事とエネルギー体験用具
運動の実験用具
音の実験用具
光の実験用具
熱エネルギー実験用具
真空実験用具
気体の性質実験用具
電界と電位実験用具
磁気と磁界実験用具
電流と磁界実験用具
電磁誘導と電磁波実験用具
電源・電池実験用具
原子の構成実験用具
物質構成の実験用具
物質の性質実験用具
顕微鏡
生物生理実験用具
生物培養用具
地球の学習用具
天体観測・学習用具

1組
1組
1組
1組
1組
1組
1組
1組
1組
1組
1組
1組
1組
1組
1組
4組
1組
1組
1組
1組
26組
4組
1組
4組
7組

計量器

長さ測定用具
体積測定用具
質量測定用具
時間測定用具
温度測定用具
電気測定用具

6組
1組
9組
1組
1組
6組

実験機械器具

力の実験用具
物の運動学習セット
仕事とエネルギー実験用具
仕事とエネルギー体験用具
運動の実験用具
音の実験用具
光の実験用具
熱エネルギー実験用具
真空実験用具
気体の性質実験用具
電界と電位実験用具
磁気と磁界実験用具
電流と磁界実験用具
電磁誘導と電磁波実験用具
電源・電池実験用具
原子の構成実験用具
物質構成の実験用具
物質の性質実験用具
顕微鏡
[新設]
生物培養用具
地球の学習用具
天体観測・学習用具

6組
1組
1組
1組
13組
9組
8組
4組
7組
2組
3組
1組
5組
2組
5組
1組
1組
2組
33組
7組
9組
5組

天体望遠鏡	10組
気象観測用具	9組
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
地層・堆積実験用具	1組
実験観察記録用具	1組
保管庫	2組
〔削る〕	
環境学習用具	2組
教材製作用具	2組
標本製作用具	1組
定温器	6組
洗浄器具	5組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	8組
人体学習用具	4組
野外観察調査用具	8組
標本	1組
模型	
物質構造の模型	1組
植物の模型	1組
動物発生の模型	1組
人体の模型	6組
地形・地質の模型	3組

天体望遠鏡	10組
気象観測用具	13組
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
地層・堆積実験用具	2組
実験観察記録用具	2組
保管庫	2組
<u>教材提示器具</u>	1組
環境学習用具	2組
教材製作用具	8組
標本製作用具	8組
定温器	9組
洗浄器具	5組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	23組
人体学習用具	4組
野外観察調査用具	12組
標本	18組
模型	
物質構造の模型	1組
植物の模型	4組
動物発生の模型	5組
人体の模型	12組
地形・地質の模型	3組

備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十四 肢体等特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

別表第二十四 肢体等特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	

品目	数量
計量器	

長さ測定用具	<u>2組</u>	長さ測定用具	<u>6組</u>
体積測定用具	3組	体積測定用具	3組
質量測定用具	<u>5組</u>	質量測定用具	<u>8組</u>
時間測定用具	1組	時間測定用具	1組
温度測定用具	<u>2組</u>	温度測定用具	<u>1組</u>
電気測定用具	<u>5組</u>	電気測定用具	<u>9組</u>
実験機械器具		実験機械器具	
力の実験用具	5組	力の実験用具	5組
運動の実験用具	13組	運動の実験用具	13組
波動実験用具	<u>8組</u>	波動実験用具	<u>9組</u>
音の実験用具	<u>18組</u>	音の実験用具	<u>9組</u>
光の実験用具	15組	光の実験用具	15組
熱エネルギー実験用具	<u>2組</u>	熱エネルギー実験用具	<u>4組</u>
真空実験用具	7組	真空実験用具	7組
気体の性質実験用具	2組	気体の性質実験用具	2組
電界と電位実験用具	9組	電界と電位実験用具	9組
電流と磁界実験用具	<u>15組</u>	電流と磁界実験用具	<u>13組</u>
電磁誘導と電磁波実験用具	<u>13組</u>	電磁誘導と電磁波実験用具	<u>14組</u>
電源・電池実験用具	<u>13組</u>	電源・電池実験用具	<u>15組</u>
電子の性質実験用具	4組	電子の性質実験用具	4組
原子の構成実験用具	<u>9組</u>	原子の構成実験用具	<u>10組</u>
物質構成の実験用具	1組	物質構成の実験用具	1組
物質の性質実験用具	<u>10組</u>	物質の性質実験用具	<u>14組</u>
物質分析の実験用具	<u>10組</u>	物質分析の実験用具	<u>11組</u>
顕微鏡	<u>34組</u>	顕微鏡	<u>39組</u>
生物生理実験用具	<u>4組</u>	生物生理実験用具	<u>8組</u>
生物培養用具	<u>7組</u>	生物培養用具	<u>16組</u>
地球の学習用具	11組	地球の学習用具	11組
天体観測・学習用具	<u>4組</u>	天体観測・学習用具	<u>7組</u>
天体望遠鏡	10組	天体望遠鏡	10組
気象観測用具	<u>12組</u>	気象観測用具	<u>13組</u>

気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
実験観察記録用具	<u>1組</u>
保管庫	<u>9組</u>
〔削る〕	
環境学習用具	2組
教材製作用具	<u>3組</u>
標本製作用具	<u>5組</u>
加熱器具	<u>7組</u>
定温器	<u>16組</u>
洗浄器具	6組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	<u>37組</u>
野外観察調査用具	<u>29組</u>
標本	<u>7組</u>
模型	
物質構造の模型	<u>13組</u>
植物の模型	3組
動物発生の模型	3組
人体の模型	10組
地形・地質の模型	<u>2組</u>

気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
実験観察記録用具	<u>3組</u>
保管庫	<u>7組</u>
<u>教材提示器具</u>	<u>2組</u>
環境学習用具	2組
教材製作用具	<u>6組</u>
標本製作用具	<u>8組</u>
加熱器具	<u>6組</u>
定温器	<u>15組</u>
洗浄器具	6組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	<u>35組</u>
野外観察調査用具	<u>39組</u>
標本	<u>25組</u>
模型	
物質構造の模型	<u>5組</u>
植物の模型	3組
動物発生の模型	3組
人体の模型	10組
地形・地質の模型	<u>3組</u>

備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十五 高等学校の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
統計概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	<u>1組</u>

別表第二十五 高等学校の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
統計概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	<u>3組</u>

実験実習器具	
確率統計実験用具	1組
測量実習学習用具	11組
計算機器	
関数電卓	1組

備考 当該学校の学級数の合計が28学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十六 視覚特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	1組
実験実習器具	
確率統計実験用具	1組
数概念学習用具	1組
測量実習学習用具	4組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組
音声電卓	1組

備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十七 聴覚特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	

実験実習器具	
確率統計実験用具	5組
測量実習学習用具	11組
計算機器	
関数電卓	1組

備考 当該学校の学級数の合計が28学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

別表第二十六 視覚特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	1組
実験実習器具	
確率統計実験用具	3組
数概念学習用具	1組
測量実習学習用具	3組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組
音声電卓	1組

備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

別表第二十七 聴覚特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	

統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	1組
実験実習器具	
確率統計実験用具	1組
数概念学習用具	1組
測量実習学習用具	4組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組

備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十八 知的特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	2組
実験実習器具	
確率統計実験用具	1組
数概念学習用具	1組
測量実習学習用具	1組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組

備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数

統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	2組
実験実習器具	
確率統計実験用具	3組
数概念学習用具	1組
測量実習学習用具	1組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組

備考 当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

別表第二十八 知的特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	1組
実験実習器具	
確率統計実験用具	5組
数概念学習用具	1組
測量実習学習用具	1組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組

備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数

量とする。

第二十九 肢体等特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
提示説明器具	
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	4組
実験実習器具	
確率統計実験用具	1組
数概念学習用具	1組
立体学習用具	1組
測量実習学習用具	4組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組
音声電卓	1組

備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

量とする。

別表第二十九 肢体等特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品 目	数 量
提示説明器具	
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	4組
実験実習器具	
確率統計実験用具	5組
数概念学習用具	1組
立体学習用具	1組
測量実習学習用具	4組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組
音声電卓	1組

備考 当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

備考 表中の [] の記載は注記による。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（以下「新令」という。）の規定は、令和四年度分の国庫補助金から適用する。
- 2 前項の規定により新令の規定が適用されるまでの高等学校及び特別支援学校の高等部の理科及び数学に関する教育のための設備の基準に関する細目については、なお従前の例による。